

バリアフリー全体構想の総括について

目 次

1	バリアフリー全体構想について.....	1
(1)	「京都市交通バリアフリー全体構想」(平成14年10月策定)	1
(2)	「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」 (平成24年3月策定)	1
2	旅客施設のバリアフリー化について.....	2
(1)	重点整備地区における旅客施設のバリアフリー化の進捗状況.....	2
(2)	旅客施設の項目別のバリアフリー化目標の達成状況	4
(3)	路線バス車両のバリアフリー化進ちょく状況	5
(4)	バリアフリー化未完了の駅について	6
3	道路・交通安全施設(信号機等)のバリアフリー化について..	7
(1)	重点整備地区における道路のバリアフリー化の進捗状況.....	7
(2)	重点整備地区以外の道路のバリアフリー化について	8
(3)	交通安全施設(信号機等)のバリアフリー化について	9
4	公園のバリアフリー化について.....	10
(1)	重点整備地区における公園のバリアフリー化の進捗状況	10
(2)	重点整備地区以外の公園のバリアフリー化	11
5	ソフト面(心のバリアフリー)の取組について.....	13
(1)	公共交通事業者等によるソフト対策の近年の実施状況	13
(2)	「心のバリアフリー」について	15
6	その他の施設のバリアフリー化について.....	16
(1)	建築物のバリアフリー化について	16
(2)	路外駐車場のバリアフリー化について	17
7	今後の取組について.....	18

白 紙

1 バリアフリー全体構想について

(1)「京都市交通バリアフリー全体構想」(平成14年10月策定) 旧全体構想

平成22年度を目標年次として、利用者が概ね5,000人／日以上以上の駅を対象に、バリアフリー化を重点的かつ一体的に図る「重点整備地区」を14地区(25駅)選定し、この重点整備地区ごとに「基本構想」を策定し、駅やその周辺道路のバリアフリー化を推進。

【基本構想の策定状況】

- 平成15年度 桂地区、山科地区
- 平成16年度 烏丸地区、向島地区
- 平成17年度 京都地区、嵯峨嵐山地区
- 平成18年度 河原町地区、稻荷地区
- 平成19年度 桃山御陵前地区、京阪五条・七条地区^(※1)
- 平成20年度 東福寺地区、京阪藤森地区、伏見地区



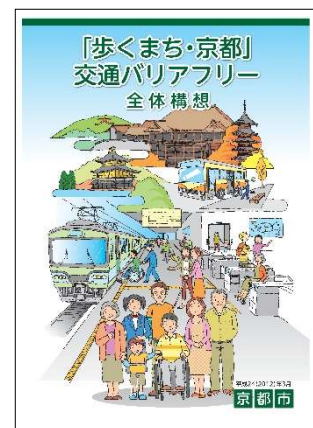
※1 京阪五条地区及び七条地区については、地区が近接しているため、1つの地区に統合。

(2)「『歩くまち・京都』交通バリアフリー全体構想」(平成24年3月策定) 新全体構想

令和2年度を目標年次として、対象を利用者が概ね3,000人／日以上以上の駅に拡大し、新たに10地区(11駅)の重点整備地区を選定し、地区ごとに「基本構想」を策定。

【基本構想の策定状況】

- 平成24年度 大宮地区、太秦地区
- 平成25年度 JR藤森地区、深草地区、西院地区
- 平成26年度 阪急嵐山・松尾大社地区^(※2)、
上桂地区、桃山地区
- 平成28年度 西大路地区
- 平成30年度 東福寺地区(鳥羽街道エリア)^(※3)



※2 阪急嵐山地区及び松尾大社地区については、地区が近接しているため、1つの地区に統合。

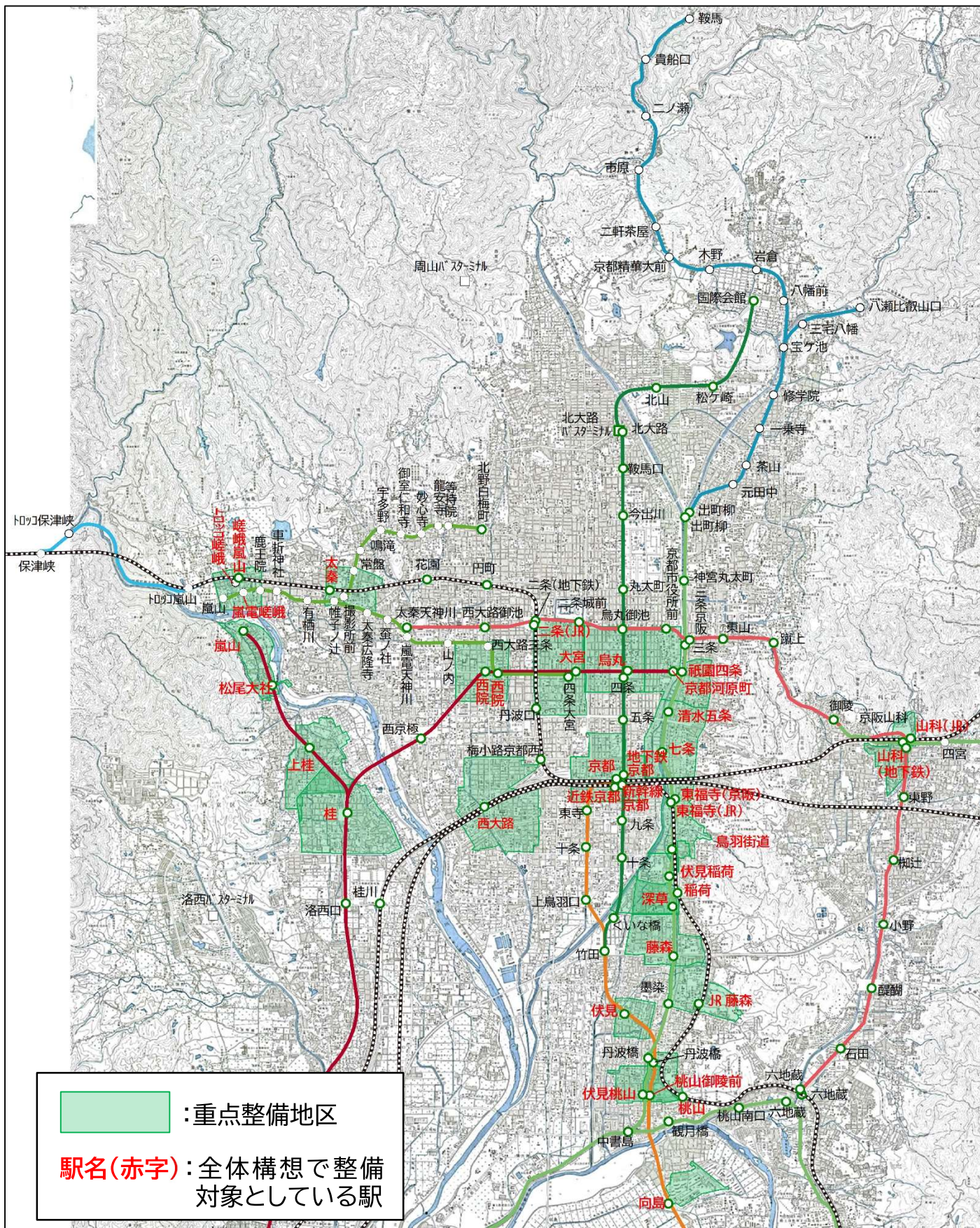
※3 鳥羽街道駅(京阪)の平均利用者数が概ね3,000人／日以上(H29実績)に達したことから、10地区に加え、京阪鳥羽街道駅及びその周辺道路のバリアフリー化概要を定めた東福寺地区(鳥羽街道エリア)の基本構想を策定。

2 旅客施設のバリアフリー化について

(1)重点整備地区における旅客施設のバリアフリー化の進捗状況

○令和4年6月、全体構想で整備対象としたすべての旅客施設について整備が完了した(下表)。

旧全体構想で選定した重点整備地区			新全体構想で選定した重点整備地区		
重点整備地区名	整備対象旅客施設	進捗状況	重点整備地区名	整備対象旅客施設	進捗状況
桂地区	桂駅(阪急)	平成22年度までに、基本構想に位置付ける整備が全て完了	太秦地区	太秦駅(JR西)	H27.4完了
山科地区	山科駅(JR西) 山科駅(地下鉄)		大宮地区	大宮駅(阪急) 二条駅(JR西)	H26.3完了 H27.9完了
烏丸地区	烏丸駅(阪急) 四条駅(地下鉄)		JR藤森地区	藤森駅(JR西)	H28.3完了
向島地区	向島駅(近鉄)		深草地区	深草駅(京阪) 稻荷駅(JR西)	H28.3完了 H28.9完了
京都地区	京都駅(JR西) 京都駅(新幹線) 京都駅(近鉄) 京都駅(地下鉄)		西院地区	西院駅(阪急) 西院駅(京福)	R2.3完了 H29.3完了
嵯峨嵐山地区	嵯峨嵐山駅(JR西) 嵐電嵯峨駅(京福) トロッコ嵯峨駅(嵯峨野観光鉄道)		桃山地区	桃山駅(JR西)	R2.11完了
河原町地区	河原町駅(阪急) 祇園四条駅(京阪)		阪急嵐山・松尾大社地区	嵐山駅(阪急) 松尾大社駅(阪急)	H29.3完了 H29.3完了
稻荷地区	稻荷駅(JR西) 伏見稻荷駅(京阪)		上桂地区	上桂駅(阪急)	H29.3完了
桃山御陵前地区	桃山御陵前駅(近鉄) 伏見桃山駅(京阪)		西大路地区	西大路駅(JR西)	R4.3完了
京阪五条・七条地区	清水五条駅(京阪) 七条駅(京阪)		その他の重点整備地区		
東福寺地区	東福寺駅(JR西) 東福寺駅(京阪)		重点整備地区名	整備対象旅客施設	進捗状況
京阪藤森地区	藤森駅(京阪)		東福寺地区 (鳥羽街道エリア)	鳥羽街道駅(京阪)	R4.6完了
伏見地区	伏見駅(近鉄)				



重点整備地区及び旅客施設 位置図

(2)旅客施設の項目別のバリアフリー化進ちょく状況

○3,000人／日以上旅客施設（93施設（※1））の進ちょく状況

	平成22年度時点 進ちょく率	新全体構想における 目標値	令和5年9月時点 実績
段差解消	88.4%	100%	100%
運行情報（音声案内）	98.8%	100%	100%
運行情報（文字情報）	90.7%	100%	98.9%
車椅子対応トイレ（※2）	96.5%	100%	98.9%
車椅子・オストメイト・対応トイレ（※2）	66.3%	75%	83.3%
転落防止対策（※3）	98.8%	100%	100%
券売機の下部スペース（※4）	98.1%	100%	71.7%（※7）
幅広改札口（※5）	98.8%	100%	100%

○全旅客施設（132施設）の進ちょく状況

	平成22年度時点 進ちょく率	新全体構想における 目標値	令和5年9月時点 実績
段差解消	67.7%	75%	86.3%
視覚障害者誘導ブロック	73.1%	85%	87.8%
運行情報（音声案内）	71.5%	75%	71.8%
運行情報（文字情報）	64.6%	70%	71.0%
点字料金表示	86.4%	100%	94.9%
車椅子対応トイレ（※2）	88.0%	90%	92.1%
車椅子・オストメイト・対応トイレ（※2）	58.0%	65%	75.2%
ベンチ・待合室（※6）	99.2%	100%	100%
転落防止対策（※3）	81.1%	85%	94.5%
券売機の下部スペース（※4）	85.9%	90%	66.2%（※7）
幅広改札口（※5）	95.7%	100%	99.0%

※1 重点整備地区以外の旅客施設を含む。

※2 トイレのある旅客施設を対象とする。

※3 ホーム端の転落防止柵及びホーム縁端部の警告ブロックが設置されている旅客施設を対象とする。

※4 券売機のある旅客施設を対象とする。ただし、係員により対応している旅客施設は除く。

※5 改札口のある旅客施設を対象とする。

※6 ベンチ・待合室の設置が旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある旅客施設は除く。

※7 国のバリアフリー整備ガイドラインの改訂により、平成22年度時点とは集計方法が異なる。

(3) 路線バス車両のバリアフリー化進ちょく状況

	平成 22 年度 時点実績	新全体構想に おける目標値	令和 5 年 9 月 時点実績	国の基本方針 の目標値
人にやさしいバス※	72.6%	100%	94.9%	—
ノンステップバス	57.1%	70%	79.7%	約 80%

(※) ノンステップバス, ワンステップバス, リフト付きバス等

<参考>

○国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における目標（平成18年度制定、令和2年度改正）

対象設備		令和7年度末までの目標値
鉄軌道駅・バスターミナル (※1)	段差の解消	原則 100%
	視覚障害者誘導用ブロック	
	案内設備 (※2)	
	障害者用トイレ(※3)	
	ホームドア・可動式ホーム柵	3,000 番線を整備 うち、10 万(人/日)以上の駅は 800 番線(※4)
バス車両	ノンステップバス	約80%

※1 利用者数 3,000(人/日)以上の施設及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた 2,000(人/日)以上の施設が対象。

※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 本市域におけるホーム柵整備済み駅は以下の通り。

- ・市営地下鉄(東西線):全駅(18 駅)
- ・市営地下鉄(烏丸線):京都駅、四条駅、烏丸御池駅、北大路駅
- ・JR 西日本:京都駅(2,5番ホーム)(3, 4番ホームは令和7年度設置予定)、梅小路京都西駅
- ・JR 東海:京都駅(新幹線)

うち、10万人以上の駅は、京都駅(JR 西日本)、京都駅(市営地下鉄)のみ(令和4年度末時点)。

(4)バリアフリー化未完了の駅について

○西大路駅(JR 西日本) 南側駅舎のバリアフリー化

西大路駅については、令和4年3月に北側駅舎の整備が完了し、バリアフリー化された1経路を設けることができた。南側駅舎のバリアフリー化については、過年度より地元及び議会から強い要望があるが、駅の構造上の制約及び朝夕の混雑状況を踏まえると利用者の安全を確保しながら工事を実施することは困難な状況となっている。

このため、今後は、全体の乗降客の流動状況を踏まえながら、改善を検討していくこととしている。

○墨染駅(京阪)の多機能トイレ整備

墨染駅については、全体構想において、「引き続き改善方策を検討する旅客施設」として位置づけられている。段差解消及び転落防止対策は実施済みであるが、用地の制約から、既存トイレのバリアフリー化が未完了となっている。

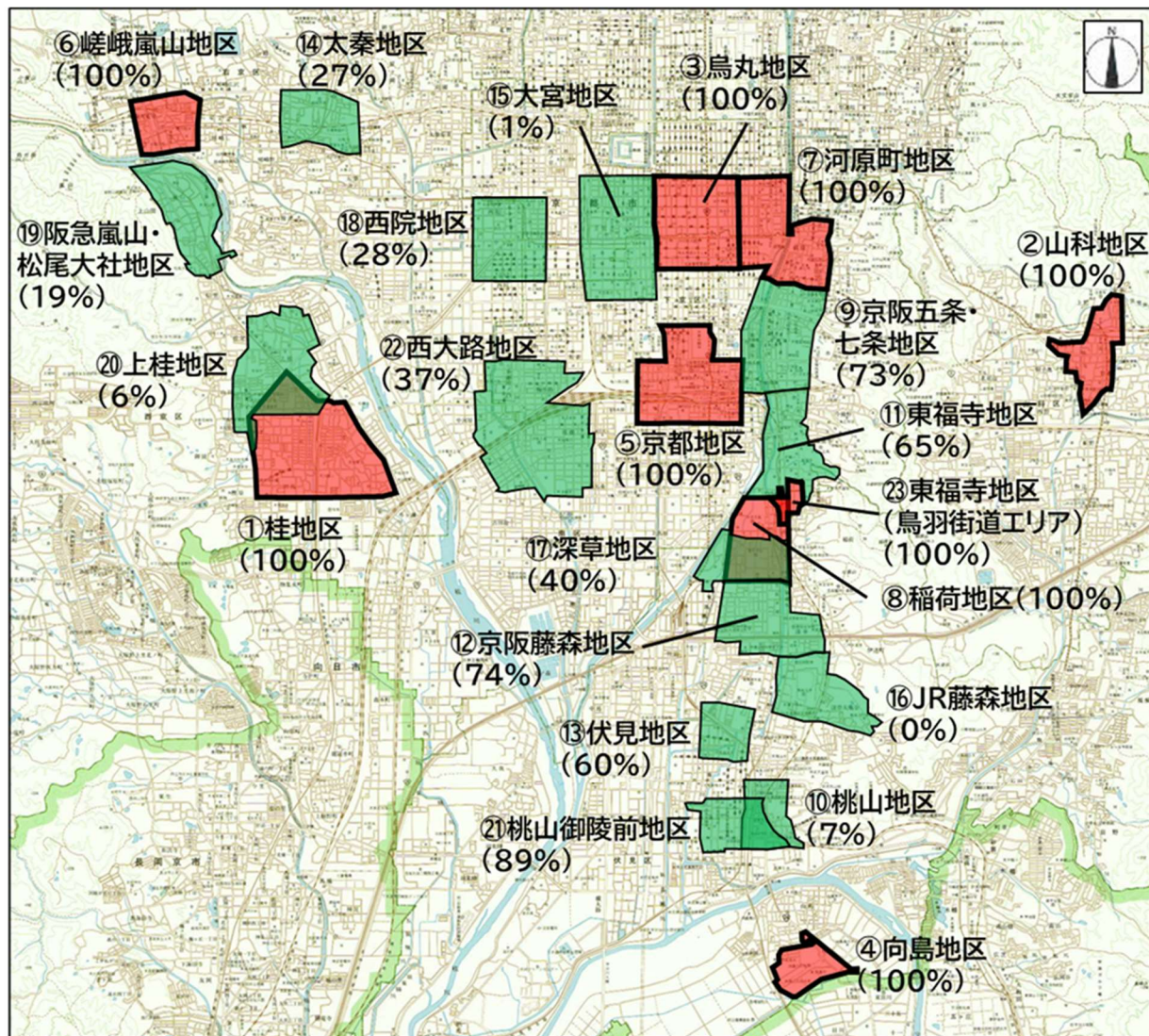
○利用者数3,000(人/日)未満の駅のバリアフリー化

利用者数3,000(人/日)未満の駅を多くもつ地域鉄道事業者(京福電鉄・叡山電鉄)においては、ホーム改修などに合わせて、スロープや手すりの設置といったバリアフリー化が進められており、改修に当たっては、国・京都府及び本市が協調して補助している。

3 道路・交通安全施設（信号機等）のバリアフリー化について

(1) 重点整備地区における道路のバリアフリー化の進捗状況

○道路のバリアフリー化の進捗率（令和6年3月末予定）。



(%):道路のバリアフリー化進捗率
(計画延長に対する整備延長の割合)

:整備完了地区(進捗率100%)

:整備未完了地区

(2)重点整備地区以外の道路のバリアフリー化について

- 本市では、重点整備地区以外の道路においても、「道路構造令」、「道路移動等円滑化等基準」、「京都市高齢者、障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例」及び「京都市道路のためのバリアフリーの手引き」に基づき、日常の維持管理や道路改修等と併せて、順次、バリアフリー化を進めております。

<重点整備地区以外の道路における整備事例>

【事例①：歩道の拡幅】

- ・ 場所：中京区壬生天池町（三条通）
- ・ バリアフリー化の内容：幅員が狭い歩道において、隣接する西高瀬川上に床版を設置する歩道拡幅工事を実施し、通行環境を改善した。



整備前



整備後

【事例②：歩道の拡幅及び凹凸の解消】

- ・ 場所：左京区高野泉町（北泉通）
- ・ バリアフリー化の内容：幅員が狭く、多数の乗入れがあることにより舗装が波打っている歩道において、歩道を拡幅し、歩道面と車道面の高低差を小さくすることで、歩道の平坦性を確保した。



整備前



整備後

(3)交通安全施設（信号機等）のバリアフリー化について

○ 道路整備等に併せて、信号機等のバリアフリー化が進められています。

【整備事例①：視覚障害者用付加装置設置】

- ・ 歩行者用信号灯器の青表示のタイミングに合わせて、横断歩道の両端から「ピヨ」又は「カッコー」等の鳥の鳴き声を模した音響等を発し、横断する方向を誘導する。

【整備事例②：既設信号機のLED化】

- ・ 既設信号機をLED化することで、信号機の視認性の向上を図る。



視覚障害者用付加装置

LED 信号機

視覚障害者用付加装置、LED 信号機（京都地区）

【整備事例③：信号機の高齢者感応化】

- ・ ボタンを押すこと等により、歩行者信号の青時間が延長される装置を設置。



高齢者等感応押ボタン（京阪五条・七条地区）

4 公園のバリアフリー化について

(1)重点整備地区における公園のバリアフリー化の進捗状況

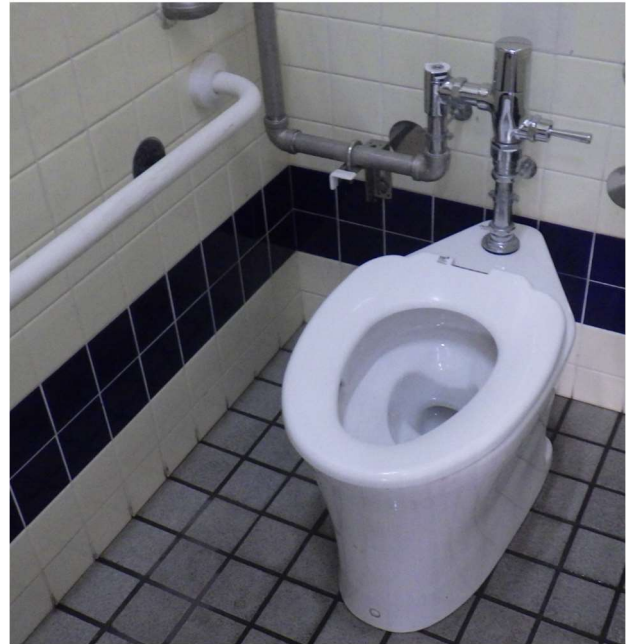
- 重点整備地区においてバリアフリー化の対象としている公園は、大宮地区の「光徳公園」のみである。同公園では、令和元年度に整備対象であるトイレの改良が完了している。

<光徳公園の整備内容>

- ・ バリアフリー化の内容：男子便所及び女子便所の和式便器を洋式便器に交換し、トイレ内のすべての便器を洋式化した。また、これに合わせ、洋式便器の周囲の壁に手すりを設置した。



整備前



整備後

(2) 重点整備地区以外の公園のバリアフリー化について

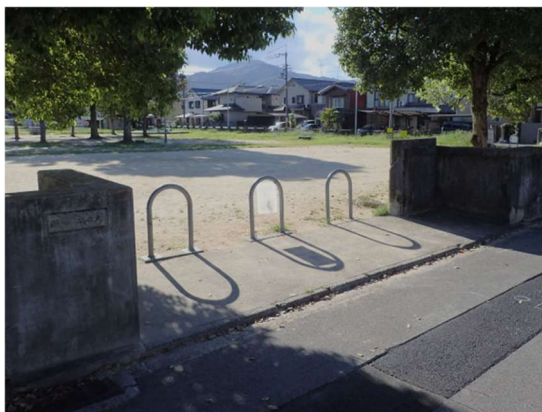
- 本市では、重点整備地区以外の公園においても、国で定める「都市公園移動等円滑化基準」及び「京都市高齢者、障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例」に基づき、都市公園の再整備等と併せて、順次、バリアフリー化を進めている。

<整備事例>

【事例①】

- ・ 場所：高原公園（左京区田中北春菜町）
- ・ バリアフリー化の内容：公園の再整備に併せて、公園入口の段差の改善、バリアフリースイートの整備などを行った。

（公園入口の段差改善）



整備前



整備後

（バリアフリースイートの整備）



整備前



整備後

【事例②】

- ・ 場所：横大路運動公園（伏見区横大路下ノ坪）
- ・ バリアフリー化の内容：公園南側入口にある人道橋について、スロープを新設した。

（スロープの新設）（整備後）



5 ソフト面（心のバリアフリー）の取組について

（１）公共交通事業者等によるソフト対策の近年の実施状況

事業者	近年の実施内容
JR 西日本	・年間教育でバリアフリー教育を実施（動画） 主な内容：障害者差別解消法、ベビーカーをご利用のお客様対応、視覚障害者の見守り 等
近畿日本鉄道	・接遇研修の実施 ・職員のスキル向上につながる取組の実施及び奨励 ・広報活動
京阪電車	・車いすのお客さまが乗車された際は、降車駅での介助忘れないよう係員間の連絡を徹底するよう教育 ・鉄道部門を対象とした接遇・介助の研修を実施 ・CS（カスタマーサティスファクション）ガイドラインにより、視覚障がいのあるお客さまへの対応などの教育を実施 ・サービス介助士資格の取得推進や講習の取り組みを駅員、車掌を中心に実施
阪急電鉄	・社員のサービス介助士取得の推進 ・社員によるインスタントシニア体験学習の実施
京福電鉄	・社員のサービス介助士取得の推進 ・ミライロ ID（障害者手帳アプリ）の取り扱い開始（令和3年度）
叡山電鉄	・社員による交通サポートマネージャー研修および上級交通サポートマネージャー研修の受講 ・社員による京都市消防局普通救命講習の受講 ・社内研修で障害者差別解消法を周知 ・社員による手話及び聴覚障害の理解促進に向けた業種別合同研修会の受講 ・視覚障害のある方への「見守り・声かけ」の強化、利用者への声掛け啓発の促進
京阪バス	・乗務員バリアフリー研修の実施（年2回）
京都バス	・社員による交通サポートマネージャー研修の受講（令和元年度～令和5年度で10名受講） ※令和2年度はコロナ禍のため、実施していない。

京都市 交通局	・交通サポートマネージャーの資格を持つ職員の養成 ・新規採用市バス運転士・地下鉄駅職員への研修（障害のある方を講師とした研修） ・所属研修の実施 ・コミュニケーションボードの全バス車両配備 ・京都市身体障害者連合会との意見交換会の実施 ・視覚障害者団体の皆様と連携した安全啓発活動の実施
京都市 (交通局以外)	・「心のバリアフリー」ハンドブックの作成(平成 26 年 3 月作成、令和 3 年 3 月改訂)(配布資料参照) ・「心のバリアフリー」啓発チラシの作成(令和3年3月)及び駅等への配架 ・本市が企画協力している情報誌「Leaf mini『京なか歩く』第 57 号」に、心のバリアフリーに関する記事を掲載 ・ほほえみ交流活動事業(※)の実施 ※学校や地域などで、障害のある人となない人が相互に交流する機会を広げることにより、障害や障害のある人への理解を深めることを目的とした取組。 ・「障害を理由とする差別の解消のための事例集」の作成(令和 3 年度) ・「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」作品募集 ・障害者週間の街頭啓発キャンペーン ・ユニバーサルデザインを踏まえた優れたアイデアや実践活動を表彰する「みやこユニバーサルデザイン賞」の実施 ・企業向け人権啓発講座の開催(テーマ:～共生社会の実現に向けて～知的障害の理解と知的障害のある人の雇用) ・「みやこユニバーサルデザイン審議会 利用しやすい施設づくり部会」において、鳥羽街道駅舎工事に係る事前意見聴取(令和 2 年度)及び現地視察・意見聴取(令和 4 年度)を実施 ・市民しんぶん記事掲載(ヘルプマーク、ヘルプカード等について/令和3年12月1日号、 コロナ禍の新しい生活様式の浸透により生じる障害のある人の困りについて/令和2年12月1日号)

(2)「心のバリアフリー」について

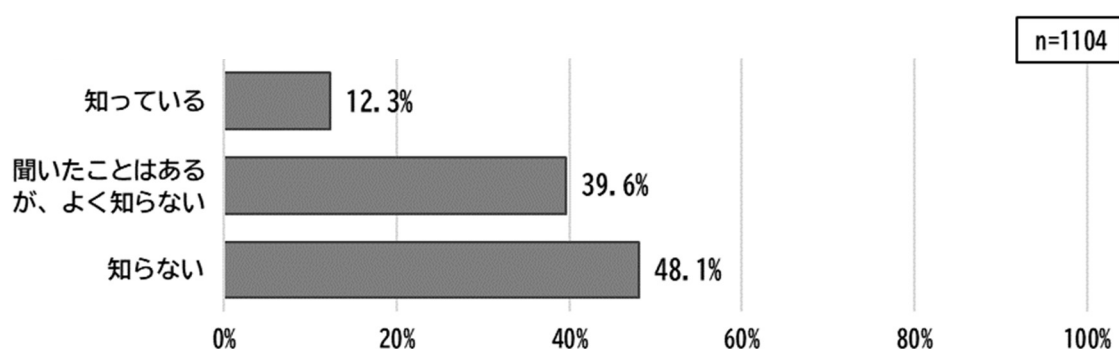
- 本市では、駅や周辺道路等のバリアフリー化を推進するとともに、積極的な声掛けや困っている方への手助けの実施など、市民がお互いに理解し、助ける「心のバリアフリー」を推進している。
- 本会議において、平成 26 年 3 月にパンフレット(令和 3 年 3 月改訂)を、また、令和 3 年 3 月に啓発チラシを作成し、心のバリアフリーの周知啓発に活用している。
- 国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、「心のバリアフリー」普及に関して、以下の目標が示されている。

◇「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における目標(いずれも令和7年度まで)

- ・ 「心のバリアフリー」という用語の認知度 約50%
- ・ 高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合 原則約100%とする。

- 「心のバリアフリー」について、令和5年度に京都市在住者を対象に、本市独自のアンケート調査を実施したところ、「知っている」「聞いたことがあるが、よく知らない」を合わせると、51.9%という結果であった。

問:あなたは、「心のバリアフリー」という言葉を知っていますか。



6 その他の施設のバリアフリー化について

(1) 建築物のバリアフリー化について

建築主は、建築物の建築に当たり、「バリアフリー法」や「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」に基づき、バリアフリー化を図ります。

また、本市は、バリアフリー化の推進に当たり、適切な助言・指導を行うとともに、みやこユニバーサルデザインの考え方に沿った基準を満たした建築物を顕彰しております。

【みやこユニバーサルデザイン優良建築物の顕彰事例：西京区役所総合庁舎】



・外観



・点字ブロックや音声案内を設けた
エントランス



・車いす使用等に配慮し広さを確保
した1階待合スペース

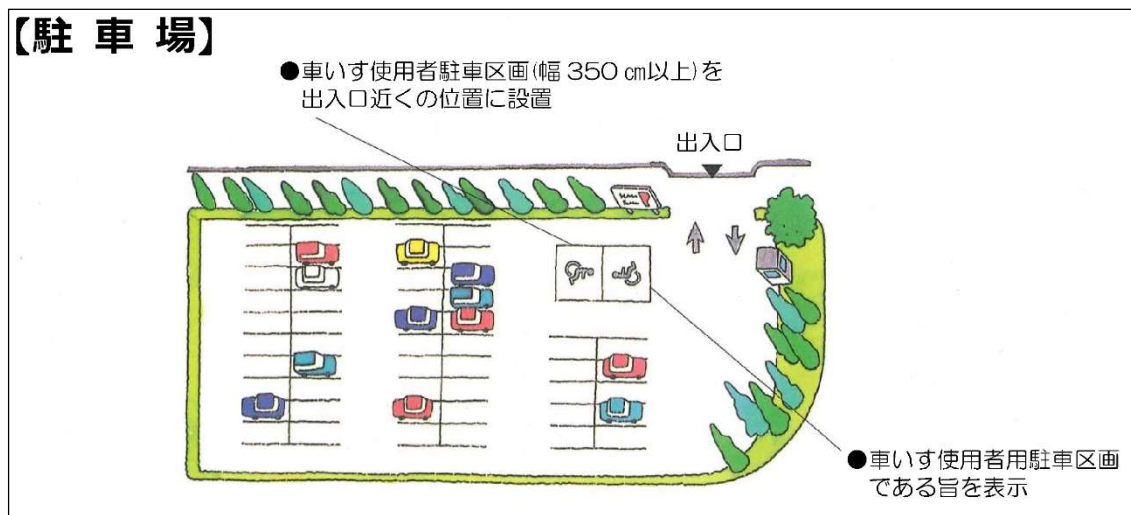


・オストメイト対応設備を設けた
バリアフリースイレ

(2) 路外駐車場のバリアフリー化について

路外駐車場管理者は、駐車場法等に基づき路外駐車場を設置するときは、「路外駐車場移動等円滑化基準」及び「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化を図ります。

<参考> 京都府福祉のまちづくり条例 整備基準の概要



7 今後の取組について

本市では、これまで、京都市交通バリアフリー全体構想（平成14年10月策定）及び「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想（平成24年3月策定）に基づき、交通バリアフリーを推進してきた。

鉄道駅のバリアフリー化については、地元や利用者の皆様の御協力、また、鉄道事業者の尽力の結果、令和4年度に全体構想で選定されたすべての駅について、基本構想で定めた整備が完了した。

一方で、道路のバリアフリー化については、緊急性や他事業との同時整備による事業効果などを勘案しながら、順次、効率的かつ効果的な整備を進めているが、現状として、整備が完了していない重点整備地区が16地区ある。

今後も引き続き、現行の構想に基づく整備の完了を目指して取組を進めるとともに、本市の交通バリアフリーの進捗状況等については、本会議で共有していく。

また、全体構想や基本構想で指定されていない道路などのインフラについては、日常の維持管理や改修工事等の機会をとらえ、可能な限りバリアフリー化を進めていく。

ソフト面の取組である「心のバリアフリー」の周知啓発については、「心のバリアフリー」ハンドブックや周知チラシ等を活用し、継続的に取り組んでいく。